

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年6月4日	令和4年7月20日	特別区素案の作成について（平成29年9月27日決裁）	公開	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月4日	令和4年7月20日	特別区設置協定書の財産であるが、協定書の363ページから779ページにある財産目録（土地・建物・工作物）を作成に当たり市保有財産管理台帳システムデータ（H31.3.31時点）を用いたとあるが、いつ、誰（役職と氏名）が提案をし、いつ、誰（役職と氏名）が指示し、いつ、誰（役職と氏名）がどのように市保有財産管理台帳システムデータ（H31.3.31時点）入手したのかわかるメモを含めた一切の文書。	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月4日	令和4年7月20日	副首都推進局が作成した「特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）（案）（令和2年4月）」であるが、令和2年の9月頃に大阪市民に配布されたパンフレットの素案と思われるが、特に20ページの大阪市の財源の流れ（特別区設置後）であるが、金額が百億円単位に概数化されているが、いつ、誰（役職と氏名）が提案をし、いつ、誰（役職と氏名）が指示し、いつ、誰（役職と氏名）がどのような判断で承認したのかわかるメモを含めた一切の文書。	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月4日	令和4年7月20日	「特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）案の概要」の修正について（令和2年8月5日決裁）	公開	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月4日	令和4年7月20日	特別区設置協定書の内容に係る住民説明資料の作成について（令和2年9月16日決裁）	公開	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月10日	令和4年6月20日	・高校事務事業に係る移転財源内訳 ・資料12_歳出・按分対象事業（府（広域）・特別区（基礎）の歳出〔粗い試算の一般財源額〕の分割【考え方】）	公開	号	副首都推進局	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年6月4日	令和4年6月20日	「広域自治体の歳入の推計（財政調整財源、目的税、移転交付税以外）」並びに「資料01_粗い試算（歳出）（粗い試算の総額、特定財源（推計）、歳出一般財源（総額-特定財源）（令和2年8月11日）」は、それぞれR2から算出をしているため、「（参考資料）特別区設置における財政シミュレーション（一般財源ベース）2020年（令和2年）8月11日更新版」の財シ-26と財シ-30の財政収支推計AについてR2からのものを作成していると思われるので、R2からR6までの特別区と大阪府の財政収支推計Aがわかる文書の情報公開を求める。	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月15日	令和4年6月29日	令和4年6月3日付、副首都推進局から情報公開請求で公開された「平成28年度決算による試算」であるが、情報公開請求した内容と違うので直接副首都推進局の担当者と電話で話したところ、「副首都推進局の見解」と言われたが、臨時財政対策債は、基準財政収入額が基準財政需要額を下回った場合に発行されるものであるため、「平成28年度決算による試算」にある臨時財政対策債349億円の算出に当たって基準財政収入額と基準財政需要額をどのように算出し、臨時財政対策債349億円と決定したことがわかる一切の文書の情報公開を求める。 また、同時に、「平成28年度決算による試算」にある大阪府の臨時財政対策債についても、金額が明示されていないが基準財政収入額と基準財政需要額をどのように算出し決定したかがわかる一切の文書の情報公開を求める。	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月24日	令和4年7月8日	副首都推進局からの市民の声の回答No. 2274-10051において、「財政シミュレーションにおける公債費と財務リスクの内訳（一般財源ベース）」という資料の作成にかかる資料は廃棄したとの記載がありました。ついてはどんな名前の資料をいつ頃廃棄したのかが確認できるものを開示してください。	不存在	号	副首都推進局	総務担当
令和4年6月24日	令和4年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・補てん前収支まとめ ・大阪市HP「令和2年度当初予算」での「予算事業一覧」より抜粋 ・財政調整交付金（普通交付金）の算定② ・特別交付金充当前の赤字額（黒字額） ・AB・改革プランの貼りつけ用 ・システム・庁舎コスト整理 ・財源対策など 	公開	号	副首都推進局	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年6月24日	令和4年7月22日	「都構想の財政シミュレーション（R2年8月版）について以前に情報開示制度にて資料を入手していますが、この度、先の情報開示にて開示漏れがあることが判明し当該資料は入手しましたが他に開示漏れがあるかもしれません。資料番号が跳んでいるところがあり、その資料が開示されていない可能性があります。跳んでいる資料番号を下記に示しますので、この番号の資料について発行済みであるものがあれば改めて開示してください。特に13番は開示漏れの可能性が高いです。 ・資料番号3～10、13、16～20、29～30、33～40、46～50、54～94、96～100」のうち、資料番号3～9、16～20、29～30、33～40、46～50、55、57～94、99～100について	不存在	号	副首都推進局	総務担当